

令和7年度高萩市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、全耕地面積に占める主食用米面積の割合が約40%で、転作作物は主に集落営農及び大規模農家による大豆・飼料用米・WCS用稻の面積が多く、集積が進んできている。

しかし、主食用米の需要は年々減少しているため、他の作物の作付けに転換を促進することで、水田面積の維持を図っていく必要がある。

また、農業者を取り巻く環境については、高齢化・兼業化・担い手不足などにより、農家者数が減少していることで、不作付地の拡大が進んでいる。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米の需給安定を図るため、自らの経営改善や地域の課題解決に率先して取り組む意欲ある担い手を中心に、収入を増大するための多収品種等の導入、生産コスト低減のための農地の利用集積や団地化の取組、低コスト技術の導入などを推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当地域は重粘土地帯が多く、水田では米以外の転作に不向きな土地柄のため、飼料用米やWCS等への転換の促進を中心とし、ブロックローテーションを実施している地区については、農地の集積及び団地化の取組を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

市内の約626haの水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

(1) 主食用米

前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、高品質（エコファーマー・特別栽培米認証）な消費者ニーズに応じた「買ってもらえる米づくり」に取り組み、安全安心な良味米生産を推進しながら売れる米作りを目指す。

また、系統販売を主体とし、地産地消の取組として学校給食への推進や直売所等での更なる販売拡大を図る。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠の確保に努めるとともに、主食用米の需要動向等を注視し、県優先枠の範囲内で畠作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米を転作作物の中心的作物に位置づけ、過剰な主食用米の作付計画をしている農業者に対し、飼料用米への誘導を図る。

また、低コスト化の取組（立毛乾燥、直播栽培や多収品種の導入等）・団地化・耕畜連携を推進しながら作付け拡大を図る。

イ 米粉用米

米粉用米の栽培については、実需者である町内の事業者との連携により栽培の拡大を図る。

ウ 新市場開拓用米

各種補助事業を活用し、農業者の組織化や輸出提携先と農業者とのマッチング支援、意欲ある農業者に対して低コスト化の取組（立毛乾燥や直播栽培等）を推進しながら収益力向上に資する設備等の導入支援を進めるとともに、物流コスト低減試験の実施等、米輸出の産地体制づくりを支援する。

農協の買取量が決まっていることや飼料用米を作付けするほうが金額的なメリットがあることにより、生産量が停滞している。

エ WCS用稻

飼料用米と合わせて中心的作物の一つとし、過剰な主食用米の作付計画をしている農業者に対し、WCS用稻への誘導を図る。

また、低コスト化の取組（直播栽培等）・団地化・耕畜連携を推進しながら現状の作付け拡大を図る。

オ 加工用米

新規需要米以外の水稻による転作作物として、JA等系統出荷契約の更なる推進（米菓、冷凍米飯用）や近隣地域の酒造会社等との契約により生産の拡大を図る。

（4）麦、大豆、飼料作物

麦・大豆については、種子更新、明渠・暗渠排水の施工等大規模な生産性向上の取組を推進し、団地化の取組を推進しながら、集落営農組織等により良品質生産に取り組む。

また、飼料作物についても、地元畜産農家との連携を推進及び自家利用としての取組を推進することより、需要先を確保し、飼料自給率向上につながる取り組みとして作付拡大を図る。

（5）そば、なたね

そばについては、価格の低迷や天候による作柄への影響が大きい作物であるが、実需者との契約に基づき栽培面積を維持する。

なたねについては、地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持・拡大を図る。

（6）地力増進作物

主食用米から麦や大豆、有機栽培、高収益作物等への転換を図る農業者に対し、緑肥等の作付を推進し、地力増進作物（セスバニア、ヘアリーベッヂ、ソルガム、レンゲ、シロツメクサ）の作付拡大を図る。

（7）高収益作物

多品目の野菜を年間通じて生産することを基本とし、販路が確立されている市場や直売所等に出荷・販売することに加え、更なる学校給食への推進による地産地消活動の活性化や所得の向上を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	252.9		250		250.0
備蓄米	0		0		0
飼料用米	94.5		100		109.0
米粉用米	0		0		0
新市場開拓用米	0.5		0		0.5
WCS用稻	37.1		34		41.0
加工用米	0		0		0
麦	0		0		0
大豆	21.1		19		26.0
飼料作物	10		10		10
・子実用とうもろこし	0		0		0
そば	7.1		7		7.6
なたね	0		0		0
地力増進作物	0		0		0
高収益作物	14.7		14.4		15.2
・野菜	11.2		11.1		11.5
・花き・花木	0.6		0.6		0.6
・果樹	2.9		2.7		3.1
・その他の高収益作物	0		0		0
その他	0		0		0
	0		0		0
畠地化	0		4.6		5.1

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	飼料用米 WCS用稻 大豆	戦略作物の生産性向上等の取組への助成	飼料用米、WCS用稻、大豆取組面積 (ha)	(令和6年度) 151.8ha	(令和7年度) 158.0ha (令和8年度) 163.0ha
			飼料用米の多収品種導入割合 (%)	(令和6年度) 96.8%	(令和7年度) 93.0% (令和8年度) 93.5%
2	飼料用米 WCS用稻 大豆	集落営農組織等の土地利用集積・団地化加算	飼料用米、WCS用稻、大豆土地利用集積、団地化面積 (ha)	(令和6年度) 46.1ha	(令和7年度) 54.5ha (令和8年度) 54.8ha
3	飼料用米生産ほ場の稻わら及びわら専用稻 WCS用稻	耕畜連携助成	農地の高度利用面積 (ha)	(令和6年度) 56.9ha	(令和7年度) 59.0ha (令和8年度) 59.5ha
4	新市場開拓用米	新市場開拓用米の生産性向上等の取組への助成	新市場開拓用米の取組面積 (ha)	(令和6年度) 0.48ha	(令和7年度) 0.6ha (令和8年度) 0.7ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:高萩市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	戦略作物の生産向上等の取組への助成	1	3,500	飼料用米、WCS用稻、大豆	別添1又は別添2の取組を1つ取り組む
2	集落営農組織等の土地利用集積・団地化加算	1	2,500	飼料用米、WCS用稻、大豆	農地の土地利用集積(4ha以上)及び土地利用集積・団地化したほ場において、対象作物ごとに2ha以上の作付を実施
3	耕畜連携助成	3	7,000	飼料用米生産ほ場の稻わら及びわら専用稻、WCS用稻	別添3(耕畜連携)に取り組む
4	新市場開拓用米の生産性向上等の取組への助成	1	4,500	新市場開拓用米	別添4の取組を1つ取り組む

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別添1

新規需要米(飼料用米・WCS用稻)に係る取組条件の詳細について

○経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。

○取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。

○取組の具体的な内容は、すべての交付申請者が取り組むものとする。

○助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。

○飼料用米・WCS用稻の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件	具体的な内容	確認書類等									
多収品種の導入	【需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙第4の3(1)] いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり、あきいいな 月の光、あきだわら、ちほみのり(下線は知事特認品種)	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、自家採種の種子による取組申請書									
WCS用稻專用品種の導入 (WCS用稻として取り組む場合のみ)	【稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル掲載品種】 うしゅたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか、つきあやか	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、様式第4-1号等 新規需要米取組計画書									
温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60°C・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票									
高密度播種育苗	・1箱あたりの播種量を増やし(250~300g程度)移植時の使用箱数を削減する。	・作業日誌 ・育苗時写真									
プール育苗	・簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育てる。	・作業日誌 ・育苗時写真									
堆肥施用	・堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 ※堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鷄ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。 ただし、地力増進法において土壤改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚力ス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票									
側条施肥	・田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真									
苗箱施肥	・窒素(および加里)の溶出量を調節できる水稻育苗箱全量施肥専用肥料(苗箱まかせ等)を使用し、省力・低成本化を図る。 ・育苗箱に床土、水稻育苗箱全量施肥専用肥料の順に入れ、播種、覆土をする。	・作業日誌 ・購入伝票									
低成分肥料施肥	・土壤診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)を利用する。この肥料には、農業者等が自ら単肥を配合したものも含む。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票									
流し込み施肥	・追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	・作業日誌 ・購入伝票									
疎植栽培	・50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えする。	・作業日誌 ・栽培写真									
立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。 ・乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 ※成熟期の目安(例) あきたこまち:出穂後30~35日、コシヒカリ:出穂後35~40日	・作業日誌 ※慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていることを確認。									
不耕起田植技術	・耕起、代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真									
可変施肥機の利用	・収量の安定を図るため、生育ムラをなくすよう施肥量の増減を行う。	・作業日誌 ・作業写真									
ドローン等の活用による施肥・農薬散布	・農業者自らがラジコンヘリやドローンの活用によって空中散布を行う。	・作業日誌 ・作業写真									
フレコン出荷(自家利用でのフレコン管理含む。)	・計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行う。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票									
秋耕	・イネの収穫後に速やかに(10月末まで)耕起し、ヒコバエ(再生イネ)やイネ科雑草をすきこむ。	・作業日誌 ・作業写真									
連坦化	・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図									
共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用	・共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細									
組織的な取組	<table border="1"> <tr> <td>集落営農</td><td>・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。</td><td>・規約(写) ・通帳(写)</td></tr> <tr> <td>生産組合</td><td>・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。</td><td>・規約(写) ・組合員名簿</td></tr> <tr> <td>共同計算の取組</td><td>・代理受領するための共同計算を行う地域の取組主体(生産者団体・集出荷団体等)の組合員であること。</td><td>・出荷契約書(写) ・組合員名簿</td></tr> </table>	集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)	生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿	共同計算の取組	・代理受領するための共同計算を行う地域の取組主体(生産者団体・集出荷団体等)の組合員であること。	・出荷契約書(写) ・組合員名簿	
集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)									
生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿									
共同計算の取組	・代理受領するための共同計算を行う地域の取組主体(生産者団体・集出荷団体等)の組合員であること。	・出荷契約書(写) ・組合員名簿									
地域計画等に掲げられた担い手(農地を集積していること)	・各地域における農業の担い手であること。 ただし、農地を集積していること。	・地域計画等 ・営農計画書									

大豆に係る取組条件の詳細について

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的方法で確認する。
- 取組の具体的な内容は、すべての交付申請者が取り組むものとする。
- 助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。
- 大豆の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件	具体的な内容	確認書類等
種子更新	ミヤギシロメ、イワテミドリ、里のほほえみ	・購入伝票
排水対策	暗渠、明渠により、ほ場内の排水条件に応じて適切な排水対策を行う。	・作業日誌 ・施工写真 ・現地確認等
病害虫防除	無人ヘリ等による病害虫防除を行う。	・作業日誌等
共同乾燥調製施設（C E・R C）の活用	共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・作業日誌等 ・使用料明細

別添3(耕畜連携)

耕畜連携(わら利用の取組・資源循環の取組・水田放牧の取組)に係る取組条件の詳細について

本事業の交付対象となる取組は以下のとおりとします。なお、同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組を選択するものとします。

取組内容	取組要件	確認資料等
1. わら利用の取組(飼料用米生産ほ場の稻わら利用及びわら専用稻の生産の取組)	<p>利用供給協定または自家利用供給計画に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稻わら利用及びわら専用稻の生産の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・対象農地であることについては、当年産において、飼料用米及びわら専用稻の作付が行われる水田であること。 ・取組要件については、そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稻の作付けであること。 また、刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定書又は自家利用供給計画書に定める時期としていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書または自家利用供給計画書 ・出荷販売伝票または給餌日誌
2. 資源循環(WCS用稻生産水田への堆肥散布の取組)	<p>水田で生産されたWCS用稻の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥をWCS用稻を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産されたWCS用稻の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 ・堆肥を散布する者は、水田で生産されたWCS用稻の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(WCS用稻への堆肥散布の取組の交付対象者を除きます。)であること。 ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。 <p>(注)WCS用稻については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書 ・出荷販売伝票(粗飼料作物等) ・堆肥散布日誌 ・耕種農家以外への堆肥散布委託契約書(※第三者へ委託する場合のみ。ただし、利用供給協定書に記載があれば不要)

※利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書または自家利用供給計画書については、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載する。

1. わら利用(わら専用稻の生産及び飼料用米生産ほ場の稻わら利用の取組)

(1)取組の内容 (2)わらを生産する者 (3)わらを収集する者 (4)わらを利用する者 (5)ほ場の場所及び面積 (6)刈取り時期 (7)利用供給協定締結期間 (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (9)その他必要な事項

2. 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)

(1)取組の内容 (2)供給される飼料作物の種類 (3)飼料作物を生産する者 (4)堆肥を散布する者 (5)ほ場の場所及び面積 (6)刈取り時期 (7)堆肥の散布時期及び量 (8)利用供給協定締結期間 (9)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (10)その他必要な事項

3. 水田放牧(水田における牛の放牧の取組)

(1)取組の内容 (2)飼料作物を生産する者 (3)牛群を管理する者 (4)ほ場の場所及び面積 (5)牛の入退牧の時期及び放牧頭数 (6)利用供給協定締結期間 (7)水田放牧の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (8)その他必要な事項

新市場開拓用米に係る取組条件の詳細について

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
- 取組の具体的な内容は、すべての交付申請者が取り組むものとする。
- 助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行った場合のみとする。
- 新市場開拓用米の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件	具体的な内容	確認書類等	
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60°C・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	高密度播種育苗	・1箱あたりの播種量を増やし(250~300g程度)移植時の使用箱数を削減する。	・作業日誌 ・育苗時写真
	プール育苗	・簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育てる。	・作業日誌 ・育苗時写真
	堆肥施用	・堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 ※堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鷄ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ぶん等。 ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚力ス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
	側条施肥	・田植作業と同時に稻の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真
	苗箱施肥	・窒素(および加里)の溶出量を調節できる水稻育苗箱全量施肥専用肥料(苗箱まかせ等)を使用し、省力・低コスト化を図る。 ・育苗箱に床土、水稻育苗箱全量施肥専用肥料の順に入れ、播種、覆土をする。	・作業日誌 ・購入伝票
	低成分肥料施肥	・土壤診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
	流し込み施肥	・追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	・50株/坪以下(株間22cm以上)で田植えすること。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。 ・乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 ※成熟期の目安(例) あきたこまち：出穂後30~35日、コシヒカリ：出穂後35~40日	・作業日誌 ※慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていることを確認。
	不耕起田植技術	・耕起、代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	可変施肥機の利用	・収量の安定を図るため、生育ムラをなくすよう施肥量の増減を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	ドローン等の活用による施肥・農薬散布	・農業者自らがラジコンヘリやドローンの活用によって空中散布を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷(自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票
	秋耕	・イネの収穫後に速やかに(10月末まで)耕起し、ヒコバエ(再生イネ)やイネ科雑草をすきこむ。	・作業日誌 ・作業写真
連坦化		・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図
共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用		・共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細
組織的な取組	集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていくこと。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿
	共同計算の取組	・代理受領するための共同計算を行う地域の取組主体(生産者団体・集出荷団体等)の組合員であること。	・出荷契約書(写) ・組合員名簿
地位計画等に掲げられた担い手(農地を集積していること)		・各地域における農業の担い手であること。 ただし、農地を集積していること。	・地域計画等 ・営農計画書